

期間業務職員（技能等職員）の募集について

内閣官房内閣総務官室では、期間業務職員（技能等職員）の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員【技能等職員】（内閣官房内閣総務官室）

※非正規雇用

2. 職務内容

庁舎管理業務

- （１）電気設備に関する管理業務
- （２）その他一般事務（関係書類の作成）

3. 募集人数

1名

4. 募集対象

- （１）高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- （２）第3種電気主任技術者免状を有する方
- （３）基礎的なPC操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint 等）

5. 採用予定日、雇用期間

（１）採用予定日

平成31年4月1日

（２）雇用期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

（採用後、1ヶ月間は条件付採用期間）

※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

6. 給与

内閣官房の内規に基づき支給されます。

（１）日給

9,570円～10,680円（職務経歴による）

月額

200,880円～224,280円（月平均労働日数：21日）

上記の金額は、法律等の施行及び改正に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

（２）支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月

の16日に支給)

(3) 諸手当

通勤手当(実費、1ヶ月当たり上限55,000円、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給)、住居手当

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。
(年2回(6月及び12月))

7. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

8. 加入保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用され、健康保険、厚生年金保険は適用除外となります。

9. 身分・服務

国家公務員法を適用(非常勤職員)

10. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時までの60分間は休憩時間)(土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。)

(2) 休暇

年次休暇10日(半年経過後に付与。再採用時に繰越可。)

11. 勤務地

東京都区内:東京都千代田区永田町

12. 応募方法

(1) 提出書類

- 履歴書(市販のもので可、写真添付)
- 職務経歴書(過去どのような業務をしていたのかわかるもの)
- 第3種電気主任技術者免状の写し

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「技能等職員募集書類在中」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣官房内閣総務官室（会計担当） 高橋 宛

(4) 提出締切り

平成31年3月8日（金）必着

13. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

応募書類は返却いたしませんのでご了承ください（責任放棄いたします）。

14. 問合せ先

内閣官房内閣総務官室（会計担当） 高橋

電話 03-3581-2740